

和歌山県歯と口腔の健康づくり条例(仮称)の内容

目的

- ・ 県の責務並びに県民及び教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者、事業者、保険者等の役割を明らかにする。
- ・ 歯と口の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定める。
- ・ 施策を総合的かつ計画的に推進することで、県民の健康の増進を図り、元気で健やかな生活の実現に寄与する。

基本理念

- ・ すべての県民が生涯を通じて、自ら主体的に歯と口の健康づくりに取り組む。
- ・ 必要な歯と口の保健医療サービスを受けることができるよう、環境を整備していく。

県の責務

- 本県の実情に応じた、次の基本的施策の実施・推進
 - (1) 情報の収集及び提供
 - (2) 市町村、関係者等との連携
 - (3) 市町村が行う歯と口の健康づくりの支援
 - (4) 歯科と医科の連携体制の構築
 - (5) 成人期におけるむし歯対策及び歯周病対策
 - (6) 高齢者の口腔機能の維持向上
 - (7) 歯と口の健康づくりに携わる者の確保と資質の向上
 - (8) 障がい者、介護を要する者、被虐待児童等に対する歯科保健医療サービスの確保
 - (9) 8020運動(80歳になっても自分の歯を20本以上保つよう、歯と口腔の健康づくりを進める運動をいいます。)の普及啓発
 - (10) このほか、必要な施策
- 歯と口の健康づくりに関する計画の策定
- 歯科保健等の実態調査
- 11月8日をいい歯の日とし、11月をいい歯の月間と定めて、その趣旨の普及と啓発
- 必要な財政上の措置

連携協力

環境整備

関係者の役割

- 教育関係者
学校での子どものむし歯・歯周病の予防
- 保健医療関係者
歯科と医科における予防と治療の連携・協力
歯と口の健康づくりの実践
- 福祉関係者
高齢者、障がい者、介護を要する者、
保育園児、被虐待児童等の歯と口の機能の維持
- 事業者
従業員に対する歯科健診等の取組
- 保険者
被保険者に対する歯と口の健康づくりの取組



県民の役割

- 知識及び理解を深める
- 歯と口の健康づくりの実践
- 保護者
子どもの歯の健康状態に常に注意
子どもが歯の病気にかかったときは適切な治療

